

## 令和7年度沖縄県ひとり親家庭等在宅就業推進事業業務委託に係る企画提案募集要領

### 1 委託事業名

令和7年度沖縄県ひとり親家庭等在宅就業推進事業

### 2 目的

在宅での就業を希望するひとり親家庭等や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望するひとり親家庭等に対して、在宅業務に必要なノウハウの習得支援や相談等を行うとともに、在宅業務を発注することにより、ひとり親家庭等の自立を支援する。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日

### 4 委託料の上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

### 5 委託業務の内容

令和7年度沖縄県ひとり親家庭等在宅就業推進事業業務委託仕様書のとおり

### 6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者であること。
- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本社を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいず

れか1者以上がこの要件を満たすこと。

(7) 沖縄県内で就労支援の実績がある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。

(8) 国、地方公共団体その他類似団体から就労支援に係る業務、若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。

## 7 企画提案書の内容

本事業の企画提案書は、別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、本事業を実施するにあたっての方針、基本的考え方について、ひとり親家庭の現状や在宅就業を希望するひとり親家庭を支援する上での課題を踏まえて記載すること（他の支援機関との連携や支援制度の活用についての考え方も盛り込むこと。）。

(1) 企画提案書の様式は、A4版25頁以内とし、ページ番号を付すこと。

(2) 企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。

ア 本事業の効果的な周知及び広報に関すること（広報媒体、広報イメージ等）

イ 事業内容をわかりやすく説明するための動画のイメージ

ウ 募集及び申込受付の方法（想定応募者数及びその根拠を記載すること）

エ 支援希望者に対する説明会の実施方法及び内容

オ 事前面談の方法、在宅就業に係る意思や能力の確認等にかかる基準

カ 支援対象者の選定方法及び基準

キ 定員（30名以上であること）

ク オリエンテーションの実施方法及び内容

ケ 個別支援計画の策定方法及び内容

コ スキルアップ研修の実施方法及び内容

サ 支援対象者に対する業務の発注方法（これまでの実績や受託者として業務を行うに当たっての強み等があれば、併せて記載すること。）

シ 支援対象者の目標達成状況への助言の頻度、個別相談の実施方法

ス サロン事業等のモチベーションの維持に資する取組の実施方法及び内容

セ 本事業の事業効果を高めるための独自提案

ソ 在宅就業支援に関する実績（自社（自主）事業及び受託事業）

タ 本事業の実施体制

a 想定している在宅就業コーディネーター及びその他の従事職員の資格、経歴及び能力等

b 支援対象者からの個別の相談への対応にかかる体制

チ 本事業のスケジュール

(3) 企画提案書において、連携先等の具体的な企業・団体等の名称を記載する場合は、企

画提案事業者において、先方の了承を得ること。

(4) 企画提案書は「8 申請書類(3)①～⑦」を一式にまとめて8部提出すること。

## 8 申請書類

本事業の委託提案に関する申請書類は、以下のとおりとする。

(1) 質問書（様式1）

(2) 企画提案参加届 ※ 以下の書類を一式にまとめて1部提出する。

① 企画提案参加届（様式2）

② コンソーシアム協定書（様式3）※コンソーシアムの場合に限る。

③ 業務実績（上記「6 参加資格(8)」関係）（様式4）

④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑤ 誓約書（上記「6 参加資格(4)」関係）（様式5）

⑥ 貸借対照表（直近3期分）

⑦ 損益計算書（直近3期分）

※ ③、④、⑤、⑥、⑦について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

(3) 企画提案書 ※ 以下の書類を一式にまとめて8部提出すること。

① 企画提案書表紙（様式6）

② 会社概要

③ 業務実績（上記「6 参加資格(8)」関係）（様式7）

④ 企画提案書（任意様式、A4判、両面印刷、ページ番号付与）

※ 「7 企画提案書の内容」を確認すること。

⑤ 実施体制図（任意様式）

⑥ スケジュール（任意様式）

⑦ 経費見積書（様式8） ※ 経費見積書の明細（任意様式）を別途添付すること。

## 9 応募方法及びスケジュール

(1) 質問事項受付

質問書（様式1）を記入し、電子メールにより提出すること。

① 受付期限 令和7年9月4日（木）17時（厳守）

② 提出方法 沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

電子メールアドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp

③ 回答方法 令和7年9月8日（月）17時までに女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加届の提出期限

令和7年9月10日（水）17時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(2)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送

の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

※ 企画提案参加届を提出しない場合は、参加資格を満たさない。

(3) 企画提案書の提出期限

令和7年9月22日（月）15時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(3)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

(4) 企画提案書の書類確認及び書類審査

令和7年9月25日（木）

(5) プレゼンテーション審査

令和7年10月7日（火）※ 企画提案者に対し、別途時間と場所を通知する。

(6) 委託契約締結

令和7年10月中旬（予定）

(7) 支援対象者募集

令和7年11月中旬頃（予定）

(8) 在宅就業期間

令和7年12月上旬～令和8年2月下旬（予定）

## 10 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（※）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したと

き。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

## 11 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 ひとり親支援班(担当:大城)

電話:098-866-2500 F A X:098-866-2589

Email:aa001309@pref.okinawa.lg.jp